

募集要領

- 1 件名 事業者用ごみ分別はやわかり帳発行等業務
- 2 目的
事業者用ごみ分別はやわかり帳の作成に当たり、プロポーザルで選定された事業者と市が協働発行することで、当該事業者が募集する広告を掲載し、作成業務にかかる費用の一部を広告掲載事業者(広告主)の負担とするとともに、事業者のノウハウを活用して、分かりやすい構成及びデザインとすることを目的とする。
- 3 業務内容 仕様書（別紙１）のとおり
- 4 履行期間 契約締結日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 6 提案限度価格 2,290,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。
- 7 参加資格要件
本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。
 - (1) 法人格を有している者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続の開始申立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続の開始申立てをしている者でないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (5) 当該業務に類似する業務を１年以上営んでいること。
 - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）、若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同条第１号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から５年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
 - (7) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
- 8 募集要領等の配布
 - (1) 期間 令和７年７月２４日（木）から令和７年８月１４日（木）まで
 - (2) 場所 松山市二番町四丁目７番地２ 松山市役所別館４階 廃棄物対策課
 - (3) 方法 上記の場所で直接受け取る。又は松山市ホームページからダウンロードすること。
ホームページアドレス<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
＊配布時間は９時～１７時（土日、祝日を除く）
- 9 選定基準 選定評価書（別紙２）のとおり
- 10 選考方法
 - (1) 事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
 - (2) 事業者は、選考委員会の評価に基づき決定する。
 - (3) 選考は、選定評価書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、必要に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。

- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
 - (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
 - (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
 - (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。
- 1 1 選考委員会の構成
選考委員会は市職員5名で構成する。
- 1 2 募集要領等に関する質問・回答・公表
- (1) 受付期間 令和7年7月24日（木）から令和7年8月5日（火）17時まで
 - (2) 受付方法
別紙（様式4）に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けないものとする。
メールアドレス：sanpai@city.matsuyama.ehime.jp
また、電子メールを送信した後に、廃棄物対策課まで送信した旨の電話をすること。
なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。
 - (3) 回答及び公表
質問者に令和7年8月7日（木）17時までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。
ホームページアドレス<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
- 1 3 参加表明書等の提出
- (1) 提出期限 令和7年8月14日（木）17時（必着）
 - (2) 提出書類 「15 提出書類1～5」の書類（各1部）を揃え提出すること。
 - (3) 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所別館4階 廃棄物対策課
 - (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）
- 1 4 企画提案書等の提出
- (1) 提出期限 令和7年8月22日（金）17時（必着）
 - (2) 提出書類 「15 提出書類6～10」の書類を揃え提出すること。
 - (3) 提出部数 書類番号6、10は各6部（正本1部・副本5部）
書類番号7～9は各1部
 - (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所別館4階 廃棄物対策課
 - (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

1 5 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号 2 ～ 5 及び 9 の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式 1）	印鑑は実印を押印すること（法務局が証明する代表者の印鑑）。
2	印鑑登録証明書（原本）	参加表明書に押印した実印の証明書（発行後 3 か月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後 3 か月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後 3 か月を超えないもの） ア．松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納付推進課）が発行する完納証明書 イ．上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京 2 3 区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ＊松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納付推進課ホームページを参考にすること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後 3 か月を超えないもの）
6	企画提案書	企画書の表紙に事業者名、代表者名及び担当者名を記入すること。 【記載する項目】 ・発行ページ数（総ページ数の見込みと行政情報ページ数の見込み） ・使用する用紙、色数、レイアウト見本及び広告ページの見本 ・掲載方針及び企画のポイント ・配布までのスケジュール ・表紙デザイン ・提案者の広告掲載基準 （正本 1 部・副本 5 部提出）
7	会社概要（様式 2）	1 部提出
8	業務執行体制（様式 3）	1 部提出
9	直前 2 年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）	1 部提出
1 0	経費見込み	任意様式（広告収入及び経費の見込み A 4、縦置き） （正本 1 部・副本 5 部提出）
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

16 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和7年9月初旬予定（詳細な日時については別途通知する）
 (2) 実施場所 会場等詳細は別途通知する。
 (3) 実施時間 1者につき25分程度 プレゼンテーション 15分程度
 ヒアリング 10分程度

- (4) 出席者

- ① 1者につき3名までとする。
- ② 業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

- ### (5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは松山市が用意するが、パソコン、スピーカー、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意すること。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

17 スケジュール

- | | | | |
|-----|-------------------|--------------|-----|
| (1) | 実施手続の開始・公表 | 令和7年7月24日(木) | |
| (2) | 募集要領等に関する質問の受付 | 令和7年7月24日(木) | |
| | | ～令和7年8月5日(火) | 17時 |
| (3) | 募集要領等に関する質問・回答の公表 | 令和7年8月7日(木) | |
| (4) | 参加表明書等の提出締切り | 令和7年8月14日(木) | 17時 |
| (5) | 応募業者数等の公表 | 令和7年8月18日(月) | |
| (6) | 企画提案書等の提出締切り | 令和7年8月22日(金) | 17時 |
| (7) | プレゼンテーション等 | 令和7年9月初旬予定 | |
| (8) | 特定・非特定結果の通知・公表 | 令和7年9月中旬予定 | |
| (9) | 契約締結 | 令和7年9月下旬予定 | |

18 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備や錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) いずれかの項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム又は複数の業者による連合体で書類を提出した場合

19 無効事項

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効とする。

20 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例（平成12年条例第61号）に基づき、公開することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。
- (8) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りではない。

2 1 事務局

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所別館4階 廃棄物対策課 担当：東側・宮脇

TEL：089-948-6959 FAX：089-934-1928

メールアドレス：sanpai@city.matsuyama.ehime.jp